

1. 目 次

【1】「わたしの StoryMark」～名前に込められた想いのストーリーを紹介するメディア～開設のお知らせ（特許庁）

【2】INPIT 知財総合支援窓口の支援事例動画を公開しました！（INPIT）

【3】【IP ePlat】令和5年10月コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）

イベント情報

【4】「つながる特許庁 in 鳴門」申込受付中！（特許庁）

【5】「（上級）特許調査研修（審査官の視点に近づこう!）」受講者募集！（INPIT）

【6】中小企業等のための知的財産セミナーのご案内（ネーミング法）（INPIT 山口県知財総合支援窓口）

【7】【知的財産ミニ勉強会（ハイブリッド）】【ブランド】事例から学ぶ商標の基礎（広島県発明協会）

知財コラム

【8】【知財コラム】 パテントGO！

「ありがとう職権訂正」

日本弁理士会中国会 弁理士 M. I

2. 内 容

【1】「わたしの StoryMark」～名前に込められた想いのストーリーを紹介するメディア～開設のお知らせ（特許庁）

「新しい会社を!」「新しい商品・サービスを!」、そんなときに大事なのが「ネーミング」。きっと皆さん、いろいろな想いをこめた名前をつけて、世に送り出しているのではないのでしょうか?特許庁デザイン経営プロジェクトチームは、そのような「ネーミング」の素晴らしさ・大切さを、名前に込められた「想い」とともに伝えるメディア、「わたしの StoryMark」を開設しました。

「わたしの StoryMark」では、noteを中心に各種 SNS プラットフォームを活用して発信を行います。随時発信していきますので、フォローいただければ幸いです!

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。(特許庁ホームページ)▽

https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/storymark/index.html

【2】INPIT 知財総合支援窓口の支援事例動画を公開しました！（INPIT）

INPIT 知財総合支援窓口では中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランドなどの「知的財産」の側面から解決を図っております。

す。その中でも特に印象的な支援や利用者のお声、INPIT 知財総合支援窓口の紹介などを動画に収めました。利用者が INPIT 知財総合支援窓口の支援を受けて何が変わったのか…どのように事業が成長したのか…、これまで INPIT 知財総合支援窓口をご利用したことのない方はもちろん、ご利用されたことがある方にとっても興味深く見てもらえる動画です。

支援事例動画第 1 弾は「INPIT 知財総合支援窓口のご紹介」、「合名会社もりまさ工務店（現：株式会社音無 防音事業部）」の 2 本です。

これからも順次動画を追加していきますので、ぜひ楽しみに！

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.inpit.go.jp/consul/chizaimadoguchi/info_20231010.html

【3】【IP ePlat】令和 5 年 10 月コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）

誰でも無料で学べる、INPIT の知的財産 e-ラーニングサイト「IP ePlat」にて、新たに動画教材をリリースいたしました。

同月にコンテンツ追加があれば、本記事を順次更新し、お知らせいたします。

記事内のご希望のコース名をクリックし、各コースの概要説明をご確認ください。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20231004.html

■ …… イベント情報 …… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【4】「つながる特許庁 in 鳴門」申込受付中！（特許庁）

特許庁は、ビジネスにおける知財の活用をサポートするイベント「つながる特許庁」を、全国 6 都市（旭川市、仙台市、郡山市、金沢市、大阪市、鳴門市）で開催します！（参加費無料）

第 2 回は 11 月 14 日（火）、徳島県鳴門市で開催します！

地域ブランド戦略×移住都市をテーマに、地域商材を活かすためのブランド戦略や、人が移住したくなる地域作りについて、事例を交えてご紹介します！！

※現地でのイベントの様子を全国にも YouTube Live で配信しますので、開催地域以外の方もぜひご視聴ください！

【日 時】11/14（火）13:00～16:25 【締切】11/9（木）17 時まで

【会 場】・うずしお会館（鳴門市産業振興センター）第一会議室

・オンラインでの視聴も可能です

【定 員】会場 70 名

【参加費】無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://tsunagaru-jpo2023.go.jp/naruto/>

【5】「(上級) 特許調査研修 (審査官の視点に近づこう!)」受講者募集!
(INPIT)

本研修では、特許庁審査官 0B の弁理士を講師に迎え、効果、効率的な先行技術調査手法や、特許審査官が進歩性をどのように判断するのか等を学習いただくことにより、より品質の高い特許明細書を作成する力、強くて広い特許権を取得するための特許調査の技術の向上を目指します。

【研修期間】12/8(金)、12/11(月)、12/13(水)、12/14(木) (4 日間)

【募集期間】10/3(火)～11/6(月) 17 時まで

【研修会場】・12/8(金)、12/11(月)のオンライン研修はリアルタイムで実施
(配信環境: Zoom)

・12/13(水)、12/14(木)の集合型研修は下記会場にて実施

独立行政法人工業所有権情報・研修館 VDT 教室

東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎ノ門三井ビルディング 7 階

【定 員】機械・装置、化学(高分子)、電気・電子 各 10 名

(各分野定員に達し次第、その分野の募集を締め切ります)

【受講料】43,000 円(消費税込)

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/expert/jyou/index.html>

【6】中小企業等のための知的財産セミナーのご案内 (ネーミング法)
(INPIT 山口県知財総合支援窓口)

ネーム(商標)を変えただけでバカ売れしたという話をよく聞きます。商標はモノ言わぬセールスマンなのです。売れるネーミングを考えたとしても、パクられてしまったり、他人が先に商標登録してしまったら、それまでの努力が無駄になってしまいます。無駄にしないために、ネーミング(命名)達人の知恵を借りちゃいましょう。パクリや他人登録を防ぐには自らの商標登録が一番です。このような観点から見た巧みな商標登録例を、応用しやすいようにして解説します。

【日 時】11/1(水) 14:00～16:00【締切】10/25(水)

【場 所】KDDI 維新ホール メインスタジオ

(山口市小郡令和一丁目 1 番 1 号)

【講師】弁理士法人むつきパートナーズ（東京都中央区）
新井 信昭 弁理士
【定員】15名
【受講料】無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/yamaguchi/news/cat2/post_30.html

【7】【知的財産ミニ勉強会（ハイブリッド）】【ブランド】事例から学ぶ商標の基礎（広島県発明協会）

「登録商標」って使っているけど、そもそも「商標」って？
どんなものが商標になるの？ 「商標」のメリットは？ 手続きはどうすれば良いの？
本セミナーでは、身近な事例をとおして、商標についてお話しします。
会社名や屋号を検討中の方、商品やサービスのネーミングを考えている方、自慢の商品の名前やデザインを守りたい方、商標権の侵害が心配な方……こんな方々にお勧めです！

【日時】11/29(水) 14:00～15:30【申込締切】11/27(月)
【開催方法】「会場」または「Web」よりお選びください。
【会場】会場：広島発明会館 4階 研修室（定員 30名）
Web：Zoom ウェビナーによるライブ配信
【講師】INPIT 広島県知財総合支援窓口
知財活用アドバイザー 森本 理子（もりもと りこ）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/hiroshima/news/cat2/1129.html>

■ ■
【8】【知財コラム】 パテントGO！

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。
（日本弁理士会 中国会にご協力いただき、月2回程度配信予定です。）

■ □ ■ □ ----- }
□ ■ □ 「ありがとう職権訂正」 |
■ □ ----- |
| 日本弁理士会中国会 弁理士 M. I |

「-----」

今回は、恥を晒すことになりますが、有難い職権訂正についてのお話をしよう
と思います。「職権訂正って何？」と疑問に思われた方は、事務能力の極めて高
い方ですね。職権訂正とは、明らかな誤記を特許庁が補正命令を出すことなく職
権で訂正してくれることです。例えば、【識別番号】の欄に住所を書いてしまっ
たりすると、【識別番号】を【住所又は居所】に訂正します、といった内容の
「ファイル訂正通知書」が送られてきます。昔は担当官から「職権で訂正してお
きますね」と優しいお電話を頂戴していたので「申し訳ありません」と猛省した
ものですが、最近は電子データということもあり「すいませ〜ん。ありがとうござ
います」と、いそいそとファイルにしまうことにしています。

恥かきついでにもう一つ。【あて先】の欄に「特許長官」と記載してしまった
時には慌てて自発補正を行いました。職権訂正はかからなかったかも・・・と
思います。というのも、担当審査官のお名前を間違えてしまい「大変失礼致しま
した」と謝ったら、「そんなことはどうでもいいんですよ、庁は出願番号で動い
てますから」と、冷たく言われたことがあるからです。どうでもよくないのだと
思い、それ以来審査官のお名前は10回ぐらい見直しています。

「-----」
本メールサービスの内容等に対するお問合せ、ご意見、ご要望、また本メール
サービスの配信の希望、中止及び配信先の変更等はこちらへお願いします。

中国地域知的財産戦略本部事務局
経済産業省 中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課 知的財産室
住 所：〒730-8531 広島市中区上八丁堀6番30号
TEL：(082) 224-5680
E-mail：bzl-cgk-tokkyo アットマーク meti.go.jp
(お願い)上記「アットマーク」を「@」に変更してください。
U R L：https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/mail_mz/index.html

「-----」